**別表六（一）付表**　記載要領

1　この表は、法人が法第68条（所得税額の控除）（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次号において「特別措置法」という。）第33条第２項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「所得税額　⑵」、「所得税額　⑻」、「控除を受ける所得税額　⑮」、「所得税額　⑰」、「所得税額　㉓」及び「控除を受ける所得税額　㉚」の各欄は、法人の各事業年度（特別措置法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度を除く。）において、特別措置法第33条第２項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税の額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載すること。

3　「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の「参考」の欄には、源泉徴収に係る所得税額を証明する書類の有無その他控除を受ける所得税額の計算に関し参考となる事項を記載すること。

別表六㈠の表中「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）」に、「非課税国外所得の控除額 $\left((39の②)\times\frac{5}{6}\text{又は}(39の②)\right)$（マイナスの場合は０）」を「非課税国外所得の控除額（39の②）（マイナスの場合は０）」に改め、同表の記載要領第二号中「「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）　⑶」」を「「所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）　⑶」」に改め、同第三号中「第112条第14項」を「第112条第20項」に改め、同第五号を削る。

別表六㈤の表中「受取配当等の益金不算入額又は受取配当等の益金不算入額の個別帰属額（別表八(一)「15」若しくは「31」又は別表八の二「30」）」を「受取配当等の益金不算入額又は受取配当等の益金不算入額の個別帰属額（別表八(一)「16」若しくは「33」又は別表八の二付表「１」）」に、「控除所得税額又は控除所得税額の個別帰属額（別表六(一)「６の③」又は別表六の二(一)「22」）」を「控除所得税額又は控除所得税額の個別帰属額（別表六(一)「13」又は別表六の二(一)付表「31」）」に改め、同表の記載要領第四号㈠中「第112条第14項」を「第112条第20項」に改める。